今回の法改正の主な内容は以下のとおりです。施行日は平成19年10月1日です。

行程管理制度（フロン類の引渡しの委託等を書面で管理する制度）の導入

■法第19条の3、第20条の2

業務用冷凍空調機器の廃棄等を行おうとする者は、フロン類回収業者に直接フロン類を引き渡す場合には回収依頼書を交付しなければなりません。また、フロン類の引渡しを他の者に委託する場合には、その業務を受託する者に、委託確認書を交付しなければなりません。また、その受託者は、委託確認書をフロン類回収業者に渡さなければなりません。

フロン類回収業者は、フロン類を引き取ったときは、業務用冷凍空調機器の廃棄等を行おうとする者及びフロン類引渡業務をフロン類回収業者に委託した者に対し、引取証明書を交付しなければなりません。また、交付された引取証明書は3年間保存しておかなければなりません。

整備時のフロン類の回収義務の明確化

■法第9条、第18条の2

業務用冷凍空調機器の整備を行う者も、フロン類の回収作業を行うには都道府県知事の登録が必要になります。（または、フロン類の回収作業を都道府県知事に登録されたフロン類回収業者に委託しなければなりません。）

フロン類回収業者は、廃棄時と同様に、回収基準に従ってフロン類を回収しなければなりません。

解体される建物中における業務用冷凍空調機器の設置の有無の確認及び説明

■法第19条の2

建物解体工事を発注者から直接請け負おうとする業者は、その建物に、フロン類を含む業務用冷凍空調機器が設置されていないかどうかを確認し、その結果を工事を発注しようとする者に書面（事前確認書）で説明しなければなりません。工事を発注しようとする者はその確認作業に協力しなければなりません。

フロン類の回収が必要な場合の拡大

■法第2条 第5項

業務用冷凍空調機器を廃棄する場合に加え、部品等のリサイクルを目的としてリサイクル業者等に機器を譲渡する場合についても、フロン類回収業者によるフロン類の回収が義務化されました。

都道府県知事に廃棄者等に対する指導等の権限を付与

■法第23条、法第24条、法第43条、法第44条、法第45条

都道府県知事は、フロン類回収業者に加えて、業務用冷凍空調機器の廃棄等を行おうとする者など他の義務対象者に対しても、その義務の履行を担保するため、新たに、職員を事務所等に立ち入らせることや、指導、助言、勧告、命令等の措置を講ずることができることになります。

第一種フロン類回収業者の登録申請

第一種特定製品が廃棄される場合において当該第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を回収することを業として行う者は、その業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければなりません。登録申請先、申請方法及び申請手数料については、下記をご確認下さい。

登録申請に必要な書類

都道府県知事への登録申請には、以下の書類が必要です。

- ◆第一種フロン類回収業者登録申請書（様式第1参照）
- ◆本人を確認できる書類（個人の場合は、住民票等の写し。法人の場合は、登記簿謄本）
- ◆フロン類回収設備の所有権を有することなどを証する書類（購入契約書、借用契約書等）
- ◆フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類（取扱説明書、仕様書等）
- ◆申請書（法人の場合には法人及びその役員）が法に定める欠格要件に該当しないことを説明した書類（誓約書）

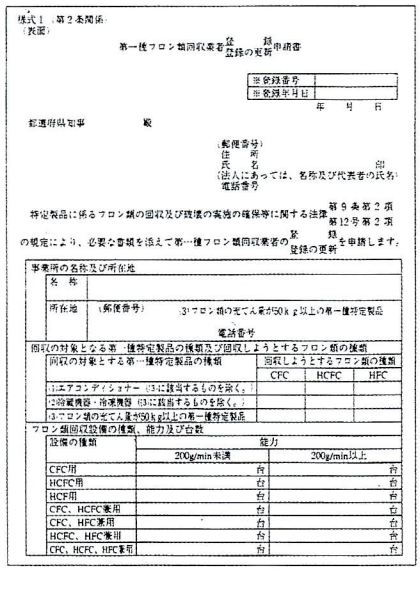

様式1（第2条関係）

（表面）

第一種フロン類回収業者登録（更新）申請書

登録番号

登録年月日　年　月　日

都道府県知事　殿

（郵便番号）
住所
氏名　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第9条第2項第12号第2項の規定により、必要な書類を添えて第一種フロン類回収業者の登録（更新）を申請します。

事業所の名称及び所在地

名称	
所在地	（郵便番号）　3)フロン類の充てん量が50kg以上の第一種特定製品 電話番号

回収の対象となる第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類

回収の対象とする第一種特定製品の種類	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
1)エアコンディショナー（3)に該当するものを除く。）			
2)冷蔵機器・冷凍機器（3)に該当するものを除く。）			
3)フロン類の充てん量が50kg以上の第一種特定製品			

フロン類回収設備の種類、能力及び台数

設備の種類	能力	
	200g/min未満	200g/min以上
CFC用	台	台
HCFC用	台	台
HFC用	台	台
CFC、HCFC兼用	台	台
CFC、HFC兼用	台	台
HCFC、HFC兼用	台	台
CFC、HCFC、HFC兼用	台	台

登録の基準

以下の要件を満たす事業者について登録が行われます。

- ◆申請に係る事業所ごとに、申請書に記載されたフロン類回収設備が使用できること。
- ◆申請書に記載されたフロン類回収設備の種類が、その回収しようとするフロン類の種類に対応するものであること。
- ◆申請に係る第一種特定製品であってフロン類の充てん量が50kg以上のものがある場合には、当該第一種特定製品に係るフロン類の種類に対応するフロン類回収設備が、一分間に200g以上のフロン類を回収できるものであること（複数の回収設備を合計して、一分間に200g以上回収できる場合も可）。

登録の更新

登録は、5年ごとに更新を受けなければなりません。